

平成 26 年 10 月 25 日

関係者各位

FRP 防水材工業会

スチレンの法改正に係わる最新情報と当工業会の対応について

平成 26 年 11 月 1 日より「労働安全衛生法施行令」、「有機溶剤中毒予防規則」及び「特定化学物質障害予防規則」等が改正され、FRP 防水用樹脂に含有される「スチレン」が「特定化学物質第 2 類物質（特別有機溶剤等）」及び「特別管理物質」に分類されることになりました。

これによりスチレンを製造または取り扱う業務においては、新たに有害性を踏まえた「特定化学物質」としての措置が必要となります。

下記に FRP 防水施工に係るポイントとなる最新情報及び当工業会の対応を示します。

またこれらに関する説明資料やパンフレット等を逐次発行していく予定にしております。

記

1. FRP 防水用樹脂(スチレン)の扱い

スチレンは特定化学物質の第 2 類物質（特別有機溶剤等）に位置づけられ、特別管理物質になりました。今後は特化則の規制の対象となります。

2. FRP 防水施工が規制の対象となる部位

屋内の浴室・浴場、厨房、各種水槽類、薬液タンク、ビルピット等通風が不十分な所が対象になります。「木造住宅のバルコニー」や「建物の屋上」は屋外部位になりますので、規制の対象から外れ、従来通りの扱いとなります。

3. 施工業者の遵守義務

屋内の浴室等で FRP 防水施工が規制の対象となる場合は、

- ① 特定化学物質作業主任者の選任（有機溶剤作業主任者技能講習修了者）
- ② 特殊健康診断の実施
- ③ 作業記録の作成
- ④ 作業環境測定の実施 等が義務付けられます。

これらの実施項目は平成 26 年 11 月 1 日より施行され事業者の責務になります。

4. 当工業会の施工業者に対する支援活動

施工業者向けのわかりやすい説明資料やパンフレット等を作成中です。

FBK セミナー（平成 27 年 2 月開催予定）でも説明を予定しています。

5. 当工業会のスチレン対策

FBK 環境対応型認定品であるノンスチレン材料を紹介しております。

なお、ノンスチレン材料は有機則及び特化則のいずれの規制も受けません。

以上